

ローンカード規定

Beyond the Bank
あなたの明日へ

OKINAWA
KAIHO 海邦銀行

ローンカード規定

第1条（カードの発行）

ローンカード（以下「カード」という）は、カードローン契約（以下「ローン契約」という）に基づいて株式会社沖縄海邦銀行（以下「銀行」という）が発行するものとします。

第2条（カード利用）

「カード」は、銀行の現金自動支払機（CD）及び現金自動預入支払機（ATM）（以下両者を総称して「自動機」という）を利用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻」という）に利用することができます。

第3条（自動機による払戻）

1. 自動機を利用して払い戻すときは、自動機にカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタン（またはディスプレイ画面）により操作して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
2. 自動機による払戻金額は銀行が定めた範囲内とします。

第4条（自動機故障時等の取扱い）

1. 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、銀行が定めた金額を上限として銀行本支店でカードにより払い戻すことができます。
2. 前項による払戻しを受ける場合には、銀行所定の払戻請求書に氏名及び金額を記入の上、銀行所定の手続きによってカードとともに提出して下さい。

第5条（カードの紛失、届出事項の変更等）

1. カードを紛失したときまたは氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出て下さい。
2. カードを紛失した場合のカード再発行については銀行所定の手続きをした後に行います。尚、カードの再発行に際しては、当行所定の手数料をいただきます。

第6条（暗証番号等）

自動機によりカードを確認し、自動機操作の際、使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致の確認のうえ払い戻した場合には、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第7条（解約等）

1. カードローンを解約する場合にはカードを銀行に返却して下さい。
2. カードの改ざん、不正使用など銀行がカードの利用を不当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、銀行からの請求がありしだい直ちにカードを銀行に返却してください。

第8条（譲渡、質入れの禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

第9条（自動融資）

1. 自動融資取引は銀行が定めるカードローン商品のみ可能とします。
2. 自動融資を適用する場合は、カードローン申込書兼当座貸越契約書により届け出た返済用預金口座が口座振替出金のため資金不足になった時、その不足相当額をこの当座勘定から自動的に出金します。

第10条（提携行支払機の利用手数料）

提携行の支払機を使用して出金する場合、その提携行が支払機利用手数料（以下「手数料」という）を定めているときは、提携行に対し所定の手数料を支払っていただきます。この場合、銀行は手数料を当座勘定借入請求書なしに自動的に出金を行い提携行に支払います。

第11条（規定の変更）

1. この規定のその他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、銀行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

（2020年4月1日現在）